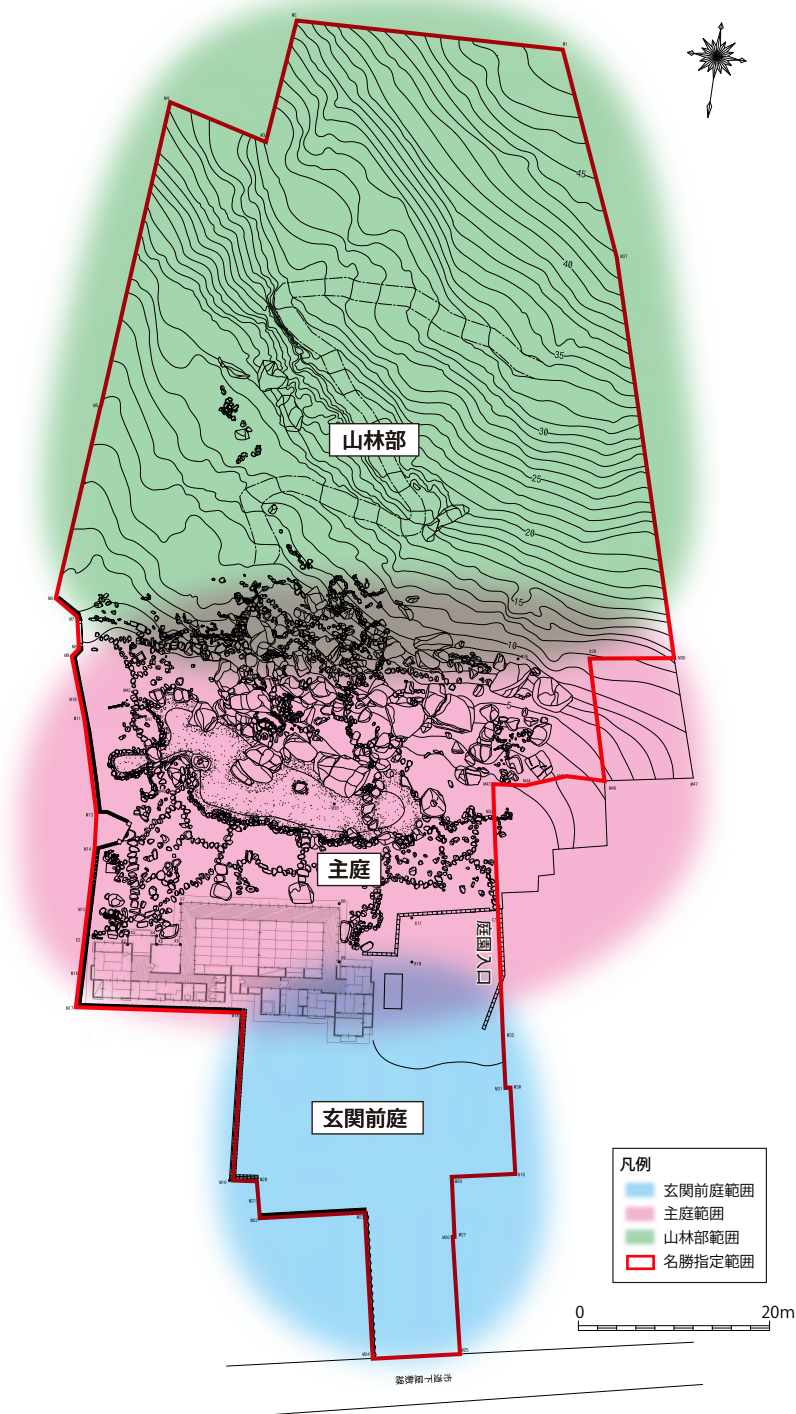


IV 庭園の現状と課題

第1節 地区区分の設定

庭園の現状と課題を整理するにあたり、各々の空間特性に応じた地区区分を設定した。現状の利用状況も鑑み本庭園を3つの地区に区分し、北から順に書院玄関前及びアプローチからなる「玄関前庭」、園池及び巨岩を中心とした「主庭」、曲田山斜面の「山林部」とした。なお、境界部は柔軟に取り扱うものとする。



図IV - 1 地区区分図（平成 29 年度実測の平面図に加筆）

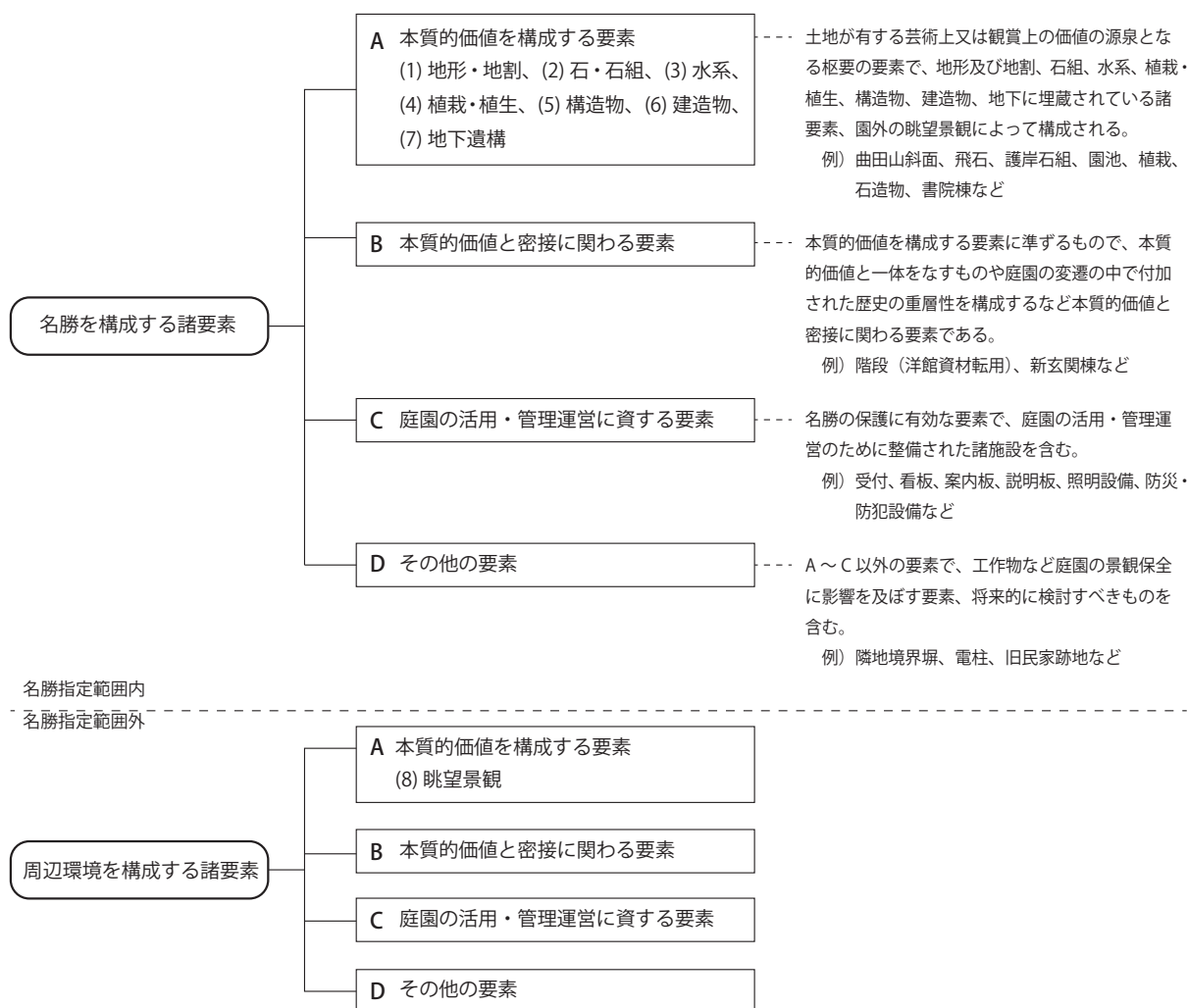
第2節 各地区の空間特性と構成要素

本節では前節で区分した各地区の空間特性とその構成要素を整理する。構成要素とは対象の地区において、その中に存在する地物のことであり、その特徴や役割に応じて体系的に捉えることを目的に整理するものである。

本質的価値を構成する要素の分類は『史跡等整備のてびき【計画編】』文化庁文化財部記念物課（平成16年〔2004〕）¹⁾を参照して図IV-2のとおり設定する。

名勝を構成する諸要素の特定においては、土地が有する芸術上又は観賞上の価値の源泉となる枢要の要素である「A 本質的価値を構成する要素」、本質的価値を構成する要素に準ずるもので、本質的価値と一体をなすものや庭園の変遷の中で付加された歴史の重層性を構成する要素である「B 本質的価値と密接に関わる要素」、庭園の活用・管理運営のために整備された諸施設など名勝の保護に有効な要素である「C 庭園の活用・管理運営に資する要素」、前述のA～C以外の要素で、工作物など庭園の景観保全に影響を及ぼす要素である「D その他の要素」の4つに区分して整理した。

また名勝指定範囲内だけでなく、範囲外の周辺環境を構成する諸要素についても同様に区分する。



図IV-2 構成要素の図

1) 本質的価値を構成する要素は、①地形及び地割、②石組、③水に関連した施設、④植栽・植生、⑤構造物、⑥建造物、⑦その他（周辺景観・動物等の庭園の景物として取り込まれているもの、水源、日照等に関連する周辺地域の環境等）の7項目に基づき、⑦その他に替えて、地下遺構と眺望景観（視点場より視対象を眺望したときの景観）を項目として位置付け、(1)～(8)まで割り振った。

第1項 玄関前庭

玄関前庭は下屋敷筋から入り庭園入口に至るアプローチ、書院玄関構え、川上氏所有時代に建てられた洋館跡及びその前庭跡の部分からなる。

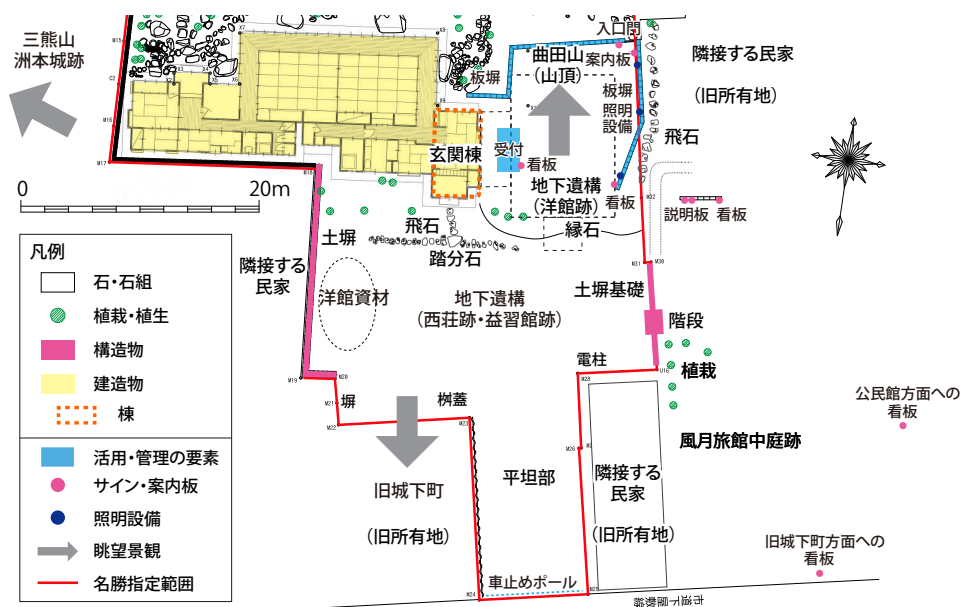
古写真によると、かつて洋館のあった時代には緑泥片岩の飛石によって導かれる前庭が設けられ、石造で存在感のある洋館と書院の和館が並び、正面性のある構えとなっていた。

現在は、書院玄関棟の前に平坦部が広がる前庭で書院に並んで仮設の受付を設置している。敷地には下屋敷筋と西側隣地の旧風月旅館中庭跡から入ることができる。近年に西側隣地が整備され、土塀基礎の一部に洋館の石材を用いて造られた階段を設け、往来できるようになっている。

書院玄関棟の北西には洋館跡と思われる緑石が並んでおり、当時の空間性が感じられる。敷地西側は土塀の基礎で区画され、基礎の終点から本地区南西部は板塀を庭園空間の境界としている。この板塀に設けられた扉を庭園入口としているが、洋館西側にも飛石が続き、かつては洋館の南西より庭園に入る動線もあったという。現在は隣接する民家の前庭となっている。

表IV-1 玄関前庭の構成要素

分類	指定範囲内		指定範囲外	
	顕在する要素	潜在する要素	顕在する要素	
A 本質的価値を構成する要素	(1) 地形・地割	平坦部		
	(2) 石・石組	飛石、踏分石	(2) 石・石組	飛石
	(3) 水系	該当なし		
	(4) 植栽・植生	中高木類、低木類、草本類、地被類		
	(5) 構造物	土塀、土塀基礎		
	(6) 建造物	玄関棟、洋館跡緑石、洋館資材		
		(7) 地下遺構 西荘跡、益習館跡、洋館跡		
			(8) 眺望景観	曲田山(山頂)、三熊山、洲本城跡、旧城下町
B 本質的価値と密接に関わる要素	階段(洋館資材転用)		旧風月旅館中庭跡植栽、下屋敷庭園群、旧所有地	
C 庭園の活用・管理に資する要素	受付、看板、案内板、板塀、入口門、照明設備、車止めポール、柵蓋		旧風月旅館中庭跡、看板、説明板	
D そのほかの要素	塀、電柱			



図IV-3 玄関前庭の構成要素位置図

A. 本質的価値を構成する要素

本質的価値を構成する要素は『史跡等整備のてびき【総説編】』文化庁文化財部記念物課（平成16年〔2004〕）において、庭園が有する芸術上又は観賞上の価値の源泉となるすべての要素とされる。本庭園においては、前章第2節で総括した本質的価値の根源となるものであり、庭園を構成するものである。

本庭園の本質的価値を構成する要素は、(1) 地形・地割、(2) 石・石組、(3) 水系、(4) 植栽・植生、(5) 構造物、(6) 建造物、(7) 地下遺構、(8) 眺望景観に分類し、以下に玄関前庭における各構成要素を整理する。

(1) 地形・地割

本庭園は曲田山の北裾に位置し、背後に山を背負っている。玄関前庭は下屋敷筋に面し、平坦な土地が広がっている。現在は間口9.0m程であるが、土地台帳によると川上氏所有時代には3倍の27.0m程あったとされる。書院前には植栽帯があり、その部分のみは縁石を設置して盛土している。これは高田氏所有時代に建っていたアパートとの空間を隔てていたものと思われる。

1800年代の城下町の絵図には下屋敷筋の南側に細い筋が通っており、現在も本庭園敷地の東側にこの通が残っている。この通を起点に図Ⅱ-27「稲田氏西屋敷（下屋敷町）之図」に描かれた建造物を現在の敷地に当てはめると、近世にはこの場所に益習館の建造物や家臣の住宅が建っていたと考えられるため、地下遺構が埋蔵されている可能性がある。

川上氏所有時代は古写真から書院、洋館の他にも数棟の建造物が建てられ、高田氏所有時代にはアパートや民家、土蔵が建てられるなど、近世から近代を通して建造物が建っていた場所であった。現在、建造物は書院だけとなり、玄関前庭は庭園入口として来園者を迎える場となっている。



写真Ⅳ-1 (地割・地形) 敷地入口



写真Ⅳ-2 (地割・地形) 下屋敷筋

(2) 石・石組

書院前には直線的な飛石が据えられており、書院玄関から北に延び、踏分石を経て東西に分岐している。洋館跡の西側では飛石が庭園方向に打たれているが、現在、名勝の指定範囲外となっている。川上氏所有時代にはこの飛石も庭園へ出入りする園路となっていたという。



写真Ⅳ-3 (石組・植栽) 玄関前の飛石と植栽

(3) 水系

該当なし

(4) 植栽・植生

玄関前庭の植栽は主に書院玄関前、土塀基礎に見られ、平坦部には芝などの地被類が広がっている。書院玄関前はイヌマキやサザンカ、アラカシ、エノキなどが植えられており、高田氏所有時代のアパートとの目隠しとなっていたと考えられる。土塀基礎にはアラカシなどが植えられている。さらに西側の隣地は旧風月旅館中庭跡が近年に整備されており、その植栽も見られる。

また、玄関前庭の背後には、照葉樹林を主とする曲田山が見え、庭園の背景となっている。

(5) 構造物

玄関前庭の構造物は東側の土塀と西側の土塀基礎がある。敷地東側を区切る土塀は近代のものとみられており、瓦と粘土を積み重ねた土塀の上に瓦屋根が乗っている。同様の土塀が敷地西側にもあったが、現在はその基礎のみが残り、敷地境界となっている。



写真IV-4 (構造物) 土塀



写真IV-5 (構造物) 土塀基礎

(6) 建造物

第2期 川上氏所有時代に建てられた建造物には書院や洋館などがあるが、現存する玄関構えとして、そのうちの書院玄関棟を玄関前庭に区分する。書院玄関棟は入母屋造、棧瓦葺であり、洋館が併置されていた時には2階建の増築部が接続し、洋館との出入りが行われていた。

明治末期からの第1次造成時には洋館が建てられ、高田氏所有時代まで現存していたが、老朽化により平成25年(2013)に取り壊され、その資材が今でも敷地内に残されている。



写真IV-6 (建造物) 玄関棟



写真IV-7 (建造物) 洋館跡縁石

(7) 地下遺構

書院玄関棟の西側には、洋館跡の洋館縁石が埋没している。縁石は一部露出し、古写真などと照らし合せておおよその洋館建物の位置が特定できる。敷地内には洋館跡をはじめ、西荘や益習館時代の地下遺構が潜在している可能性が考えられ、これらの地下遺構を顕在する要素に対し潜在する要素と位置付けて分類する。

(8) 眺望景観（視点場より視対象を眺望したときの景観）

庭園は曲田山裾に立地することから背後に曲田山を背負い、玄関前庭だけでなく、主庭においても重要な眺望景観としての役割を持っている。また、南東を望むと三熊山とその山上にある洲本城跡がある。本庭園が徳島藩筆頭家老の稲田氏の庭園であったことを踏まえると、この2つの眺望景観の重要性が分かる。さらに庭園北側には下屋敷筋を挟んで旧城下町が広がっている。17世紀前半に整備された町割りが現在もよく残っている。

B.本質的価値と密接に関わる要素

本質的価値と密接に関わる要素は、本質的価値と一体をなすものや庭園の変遷の中で付加された歴史の重層性を構成する要素である。指定範囲外となるが、本庭園の西側隣地は令和元年（2019）に旧風月旅館中庭跡が復元整備されており、モミジやカシ、マキなどが植栽されている。その敷地境界には、近年の整備によって本庭園と往来できるように川上茂吉別荘洋館の石材を転用した階段が設置されている。この階段は旧風月旅館中庭跡や洲本レトロこみち、曲田山公園方面などから来る来園者の動線経路として使用されている。

また、下屋敷筋に面する東西の隣地や板塀西側の隣地は民有地であるが、川上氏の旧所有地であり、昭和24年（1949）までの川上氏所有時代の屋敷構えが分かるものとして、本質的価値と密接に関わる要素として位置付けられる。

さらに、周辺の下屋敷庭園群は、稲田氏家臣の武家屋敷を起源とする庭園であり、山裾の立地・巨岩を用いた材料など本庭園と共通性があり、各庭園が独立した庭園でありながらも全体として連続性を持っている。この地域における庭園文化の広がりを示すものとして本質的価値と密接に関わる要素として位置付けられる。

C.庭園の活用・管理運営に資する要素

庭園の活用・管理運営に資する要素は、活用や管理のために整備された諸施設など名勝の保護に有効な要素である。玄関前庭では、玄関棟の西側に来園者の受付として、仮設のプレハブがあり、受付や入口門の周囲には誘導や庭園見学のための案内板や看板、照明設備が設置されている。

主庭や隣地との境界は板塀とし、同じ板材で主庭への入口門を設けている。また、下屋敷筋に面した敷地入口には車止めポールがあり、平日は閉鎖している。

西側隣地の旧風月旅館中庭跡には洋館の石材を利用して、整備を行った。また、その板塀には、本庭園への誘導看板と旧風月旅館中庭跡や下屋敷庭園群、本庭園の説明板を設置している。

D.その他の要素

その他の要素は前述したA～Cの要素以外の工作物などである。玄関前庭では敷地東側に民家が隣接し、その北側は城下町絵図にも描かれる路地があり、その境界は塀で区画されている。

第2項 主庭

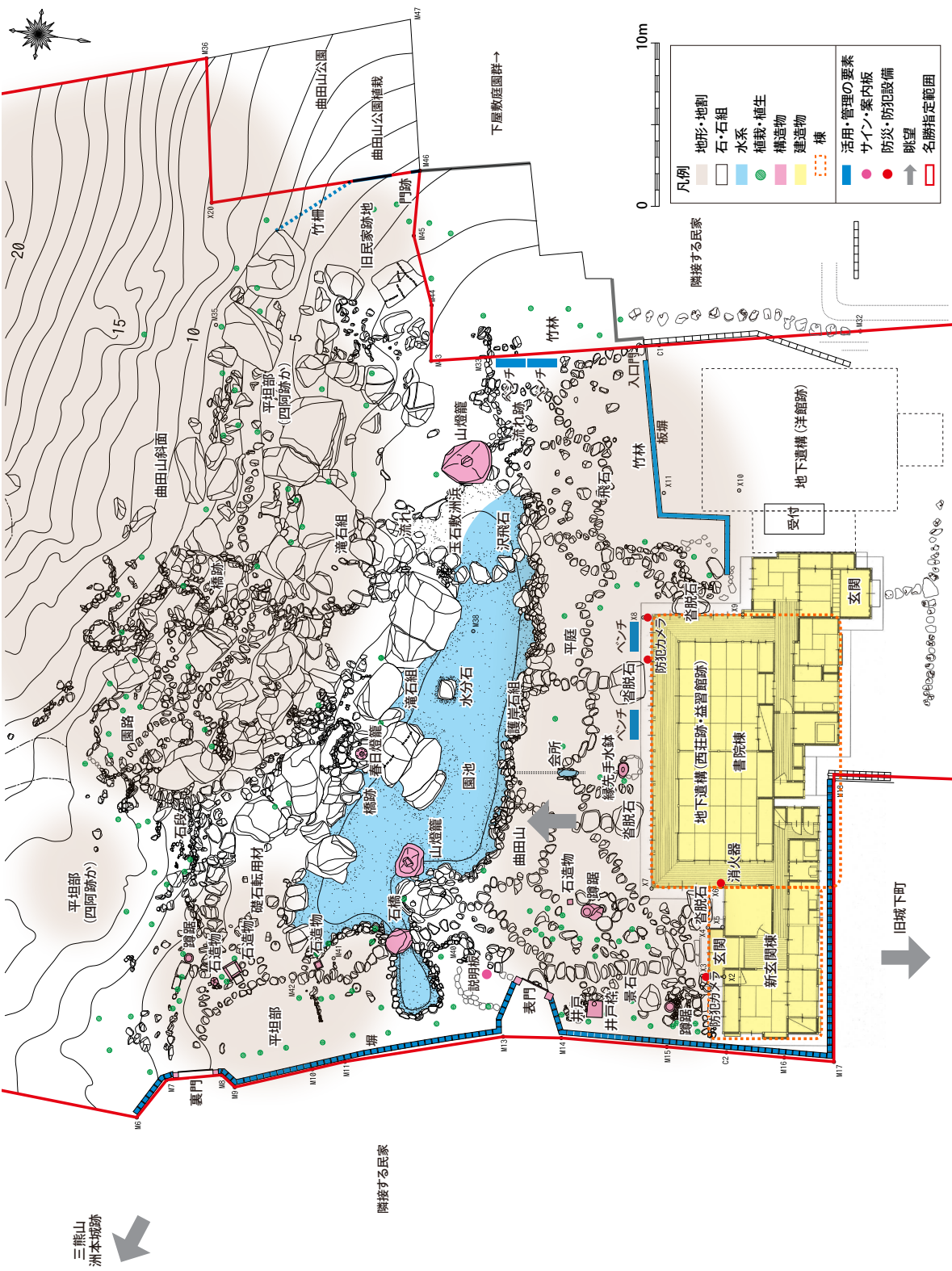
主庭は書院及びその南側に広がる東西に長い園池を中心とした空間であり、視点場となる書院及び書院前の平庭、園池、曲田山の巨岩を用いた石組が施された斜面からなる。

庭園は曲田山の石切場跡を利用して山裾の湧水を園池とし、書院は桁行8間（約14.5m）の開放的な開口部を有し広縁を介して主庭を觀賞することができる。斜面は石切場跡の岩盤の露頭を景色として取り込み、和泉砂岩の巨岩を活かした石組が施され、この石組や斜面を保護するように島内で採掘される花崗岩の玉石が組まれている。園池の北側は全て近代に盛土で造成し整備されたもので、平庭には川上氏所有時代に飛石が打たれ、庭園入口から書院前を通り、園池東側、斜面への園路となって回遊性を生み出し、高台は庭園、書院のみならず旧城下町を俯瞰する視点場となっている。書院の西側にはかつて2階建ての洋館があり、北からの俯瞰など様々な視点場が配され、景の移ろいを楽しんだと考えられる。書院前には大きな和泉砂岩の沓脱石が座敷の前に据えられ、東側座敷の前には縁先手水鉢、さらに東側の書院南東隅には蹲踞が設けられている。園池、巨岩を用いた南側護岸は稲田氏西荘時代に、北側護岸は川上氏所有時代の第1次造成時に組まれたものである。中央と西部に滝石組があり、東部の入江には石橋が架かり、近くの池中には山燈籠が設けられている。西部には沢飛石が打たれ、そのさらに西には玉石敷洲浜と護岸に高さ4.0mを越える巨大な山燈籠が据えられ、近代の素封家の好みが見られる。

東側玄関前は高田氏所有時代に改修された新玄関棟のアプローチとして、東道路に面した表門から玄関をつなぐ緑泥片岩の飛石が打たれており、飛石の東側には蹲踞や井戸などが設けられている。

表IV-2 主庭の構成要素

分類	指定範囲内		指定範囲外	
	顕在する要素		顕在する要素	
A	本質的価値を構成する要素	(1) 地形・地割	平庭、曲田山斜面、平坦部、園路	
		(2) 石・石組	飛石、景石、沓脱石、水分石、沢飛石、護岸石組、滝石組、橋跡、玉石敷洲浜、石段	
		(3) 水系	園池、流れ、流れ跡、会所、井戸	
		(4) 植栽・植生	中高木類、低木類、草本類、地被類	
		(5) 構造物	石造物（山燈籠、春日燈籠、石橋、縁先手水鉢、蹲踞、井戸枠、そのほか）、表門、裏門	
		(6) 建造物	書院棟（川上氏所有時代）	
			(7) 地下遺構 西荘跡、益習館跡	
			(8) 眺望景観	曲田山（山頂）、三熊山、洲本城跡、旧城下町
B	本質的価値と密接に関わる要素	新玄関棟（高田氏所有時代）		曲田山公園植栽、下屋敷庭園群
C	庭園の活用・管理に資する要素	説明板、入口門、板塀、塀、竹柵、ベンチ、防災・防犯設備（消火器、防犯カメラ）		曲田山公園
D	その他の要素	旧民家跡地（門、舗装）、礎石転用材		



図Ⅳ-4 主庭の構成要素位置図

A. 本質的価値を構成する要素

主庭における各構成要素を整理する。

(1) 地形・地割

主庭の地割は書院前の平庭、園池南側の曲田山斜面及びその中の平坦部、それらを回遊する園路が区分されている。

平庭は書院と園池の間に東西に細長く広がり、川上氏所有時代には大人数で記念撮影をするなど、多くの人の出入りが可能であったことがうかがえる。これは書院の広い開口部や大きな沓脱石が据えられていることから推測される。かつて「稲田氏西荘図」でも平庭として描かれ、益習館時代には檜の稽古場であったことから全期を通して平坦地であったことが考えられる。



写真IV-8 (地割) 平庭 (西より東を望む)

曲田山斜面は園池南側護岸を指し、曲田山の急斜面を利用して庭園が造られている。和泉砂岩を中心とした岩山の露頭した岩盤を景色として取り入れている。園路は川上氏所有時代の第1次造成時に盛土整備し、飛石を設置したことによって造られ、庭園の回遊を可能にした。庭園入口から書院前を通って園池をまわり、斜面部の巨岩の間を抜けて庭園を一周している。斜面北東には巨岩上に平場があり、四阿跡とも推測されているが今後の調査・研究における課題としたい。



写真IV-9 (地割) 平庭 (東より書院を望む)



写真IV-10 (地割) 園路

(2) 石・石組

本庭園は近世の石切場跡を利用して作庭し、高さ 4.0 m を超える巨岩をそのまま石組に用いており、独自の景観をつくり出している。特に園池中央護岸にある滝石組が目を引く。この滝石組は水面下で根石が入れられており、作為に基づいて組まれたものと分かる。滝石組は西側の山燈籠の南東にもあり、滝から園池への流れも見られるが、作庭当初から枯滝だったかは不明である。さらに、園池中央にある水分石は「稲田氏西荘図」にも同様に見られる石である。

斜面部には岩盤を活かした石組が施され、この石組や急斜面を保護するように、川上氏所有時代に花崗岩の玉石が組まれ、土留めの役割を果たしている。園池北岸は南岸と比べるとやや小ぶりの石が使用され、園池東部の川上氏が広げた入江部分には花崗岩の玉石が用いられている。

また園池の西側には玉石敷洲浜が設けられ、その東側には沢飛石を据えて、景に変化をつけている。斜面上方にはかつてコンクリート製の反り橋が架かっており、添景であったとみられる。



写真Ⅳ - 11 (石・石組) 滝石組、水分石



写真Ⅳ - 12 (石・石組) 西側滝石組



写真Ⅳ - 13 (石・石組) 北側護岸石組



写真Ⅳ - 14 (石・石組) 玉石敷洲浜



写真Ⅳ - 15 (石・石組) 沢飛石



写真Ⅳ - 16 (石組) 橋跡



写真Ⅳ - 17 (石・石組) 沓脱石 (西側)



写真Ⅳ - 18 (石・石組) 沓脱石 (東側)

また、園池東側の山燈籠のそばにも橋跡があり、かつて橋が架かっていた痕跡がある。「稲田氏西荘図」では同様の位置に橋が描かれており、今後調査・研究を進めていく必要がある。

書院の広間に面して、和泉砂岩の大きな沓脱石がそれぞれ据えられている。西荘・益習館時代のものと思われたが第2期川上氏所有時代に行われた第1次造成時の盛土上にあることから、後世の所産であることが分かった。ただし、江戸期のものを据え直した可能性も考えられる。

(3) 水系

園池の水源は曲田山からの湧水や流水によるものであり、主庭中央にある園池で受けている。湧水が多い時には、西側山燈籠と沢飛石の間を石組に沿って斜面部から染み出した水が流れとなって園池に注ぐ。また、大雨の時は西側山燈籠の西側の斜面を雨水が流れ、山燈籠前の流れを通して園池に流れる。現在のところ、排水路は確認できず、水位が上昇しても自然と下がり安定しているが、大雨時にはオーバーフローする。平成28年(2016)の発掘調査では盛土下層で湧水を確認しており、護岸石組の隙間から染み出している可能性が高いことが判明した。



写真IV-19 (水系) 園池



写真IV-20 (水系) 園池西側の流れ跡



写真IV-21 (水系) 会所

(4) 植栽・植生

主庭の植栽は平庭に草地が設けられ、そこに低木が要所に植えられている。また書院西側にはカキやイロハモミジなどが植えられ、洋館があった位置にはタケが繁茂している。

園池の周辺にはイロハモミジやウメが植えられ、南側にはツバキやアラカシなどが護岸の際に植えられ、添景となっている。植栽は斜面部に多く施され、曲田山の植栽と調和した景観である。

敷地の東側にはイヌマキが列植され、周辺の民家が見えないように遮蔽の役割を果たしている。さらに、園池東側の石橋のたもとには川上氏によってソテツが植えられており、時代性を感じられる植栽も見られる。



写真IV-22 (植栽・植生) ソテツ

(5) 構造物

本庭園には2基の巨大な山燈籠が据えられている。西側の山燈籠は約4.0mの高さがあり、和泉砂岩の自然石を用い、火袋のみ花崗岩の加工石で造られている。東側の山燈籠は園池の中に据えられており、火袋には火口がなく、竿の替りに四つ足で支えられている。

園池南東の護岸際には春日燈籠が据えられており、書院や書院前庭からは竿の上部から上が見え、景の一つとなっている。また、園池の東側には川上氏所有時代に入江状に広げられた部分であり、ここに自然石の石橋が架けられている。

書院前には縁先手水鉢や蹲踞があり、書院前庭の景を造っている。他にも高田氏が増築した部分である書院東側の新玄関棟の前には蹲踞と井戸があり、石橋を南へ渡った先の平坦部にも井筒や蹲踞などの石造物が据えられているが、いつの時代のものかは不明である。

敷地の東側には表門と裏門があり、高田氏所有時代にはこの門から出入りしていたと伝わる。



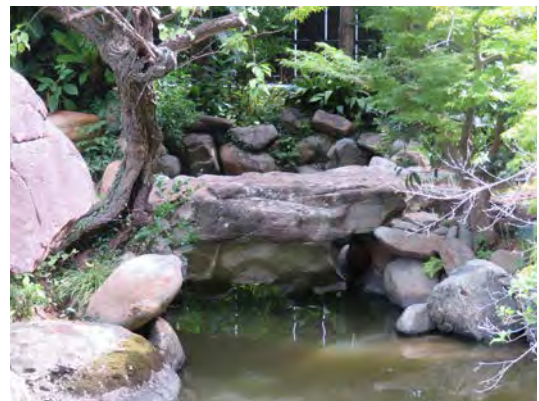
写真IV-23 (構造物) 山燈籠 (西側)



写真IV-24 (構造物) 山燈籠 (東側)



写真IV-25 (構造物) 春日燈籠



写真IV-26 (構造物) 石橋



写真IV-27 (構造物) 縁先手水鉢



写真IV-28 (構造物) 蹲踞 (書院前)



写真IV-29 (構造物) 表門



写真IV-30 (構造物) 裏門

(6) 建造物

主庭の書院建築は第2期 川上氏所有時代に建てられ、第4期 高田氏所有時代に増改築された。建てられた時期が異なるため、ここでは20畳の広間2間を持つ部分を書院棟（本質的価値を構成する要素）とし、高田氏増築部の東側を新玄関棟（本質的価値と密接に関わる要素）と定義する。

書院棟は桁行8間、梁間4間の平屋、入母屋造、棧瓦葺である。書院の庭園に面した3面は銅板葺の下屋を巡らせている。書院棟の北西部には北側を正面とする玄関棟がある。書院棟は庭園と連続性を持った大開口を有し、西側広間からは園池や巨岩の石組が強調された景色を楽しむことができる。東側広間からは東側の山燈籠や石組を観賞できるようになっている。

昭和初期以降には書院棟を改修し、明確な時期は不明であるが、高田氏所有時代には建造物を数軒に分割し、住宅として貸し出していた時期があった。



写真IV-31 (建造物) 書院棟



写真IV-32 (建造物) 書院広間からの眺望

(7) 地下遺構

発掘調査では西荘及び益習館時代の建造物の痕跡はまだ検出されていないが、西荘跡、益習館跡の地下遺構を潜在する要素と位置付けて分類する。

(8) 眺望景観

曲田山の山裾に造られた園池に巨岩の石組が施され、山林を取り込んで庭園の背景としている。書院の広間からは主庭の景を観賞することができ、書院前の平庭から南東を望むと三熊山とその山上にある洲本城跡を遠望することができる。さらに、斜面部に登って北側を眺めると庭園や書院越しに旧城下町を見渡すことができる。かつては洋館2階から主庭を俯瞰する視点場もあった。洋館は現存しないものの、空間構成は継承され各視点場から眺めることができる。



写真IV - 33 (眺望景観) 曲田山



写真IV - 34 (眺望景観) 三熊山、洲本城跡

B. 本質的価値と密接に関わる要素

主庭における本質的価値と密接に関わる要素は、高田氏所有時代に増築された新玄関棟などを指す。

第2期 川上氏所有時代に建築された書院棟から時代を経て昭和30年代に高田氏が住居目的で増築した新玄関棟は、東側の玄関・ホールに加え、和室3間と洋室1間、台所が設けられている。書院棟と同様の入母屋造、棧瓦葺であり、東側接道部に設けられた表門からアプローチが玄関まで続いている。



写真IV - 35 (建造物) 新玄関棟

指定範囲外には、庭園に隣接する曲田山公園があり、曲田山樹林と一体となって庭園背景の広がり形成している。

周辺の下屋敷庭園群は、玄関前庭と共通で本質的価値と密接に関わる要素として位置付けられる。

C. 庭園の活用・管理運営に資する要素

主庭における庭園の活用・管理運営に資する要素は、庭園への理解を促進する説明板や公開活用のために必要な便益施設であるベンチ、塀、柵などの構造物と諸設備を指す。

北側の玄関前庭や隣地との境界は板塀とし、同じ板材で入口門を設けている。説明板は庭園東部の表門の脇に設置しており、現在の入口からは少し離れている。庭園の東側は石積みの上にコンクリート基礎と塀を設け、東道路との境界としている。庭園の西側、曲田山公園との境界はフェンスや一部竹柵で囲っている。

庭園内には、庭園西部と書院棟杢脱石周辺にベンチを設置し、主庭を観賞できるようにしている。また、秋のライトアップ用の照明設備は期間限定で園池の周囲に設置している。防災用の消火器は書院棟内に設置しており、防犯カメラは書院棟外部に3箇所設け、庭園内・書院棟周辺の立入りなどを監視している。

そのほか、隣接する曲田山公園は春のサクラの名所として知られ、山上には展望台があり、洲本市街や大阪湾を望む眺望が得られる。曲田山公園の入口が公民館と本庭園の間にあり、活用の際には連携が望まれる。

D. そのほかの要素

主庭におけるそのほかの要素は、民家跡地の工作物や礎石をはじめとする建設部材など関連性が不明瞭なものを指す。

敷地西側の平坦部にはかつて民家が建っており、その跡地には門や当時の舗装が残っている状況である。また、園池の南東、高台に登る園路の手前には礎石転用材が点々と残されている。かつて敷地内に便所や小屋が建設されており、それらの使用部材であった可能性もある。

第3項 山林部

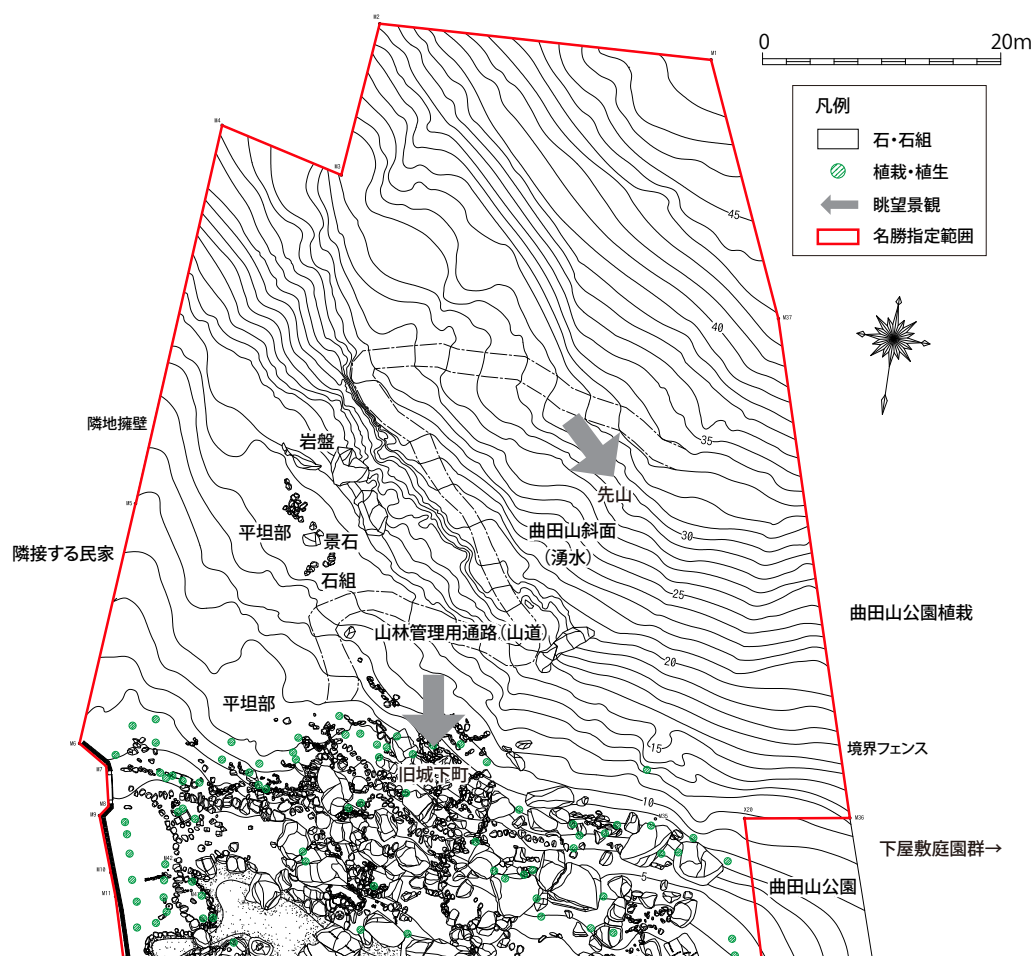
本庭園は曲田山の北裾に立地し、山の露頭した岩盤と山林が庭園の背景となっているため、名勝指定範囲内の曲田山の山裾を山林部とした。ただし、原則来園者の立入りは禁止としている。

「稲田氏西荘図」によると、近世の曲田山はアカマツの多い荒れ山として描かれており、岩盤が見えている。山の中腹には四阿が描かれており、山上からは庭園のみならず城下町から海までの眺望が得られたと思われる。当時と比較すると現在はクスノキやアラカシなどの照葉樹(常緑広葉樹)が繁茂する山林となっており、その様相は異なる。一方、山林部内には岩盤を活かした石組が施されており、主庭から見える景観として山林全体だけではなく、岩盤や石組も庭園の構成要素となっている。山林部は大きな改変を受けておらず、岩盤などの基本的な地割は近世のものと考えられる。

さらに山林部には2箇所の平坦部があり、近代に建造物が建てられていた。四阿からは城下町を一望していたと考えられており、現在でも山林部からは旧城下町を見下ろし、先山まで遠望することができる。山林の植栽景観だけではなく、視点場としての機能も持ち合わせた空間である。

表IV-3 山林部の構成要素

分類	指定範囲内		指定範囲外
	顕在する要素	潜在する要素	顕在する要素
A	本質的価値を構成する要素	(1) 地形・地割 曲田山斜面、平坦部	
		(2) 石・石組 岩盤、景石、石組	
		(3) 水系 湧水	
		(4) 植栽・植生 高木類、低木類、草本類、地被類	
		(5)~(7) 該当なし	(8) 眺望景観 先山、旧城下町
B	本質的価値と密接に関わる要素		曲田山公園植栽、下屋敷庭園群
C	庭園の活用・管理に資する要素	山林管理用通路(山道)、境界フェンス	曲田山公園
D	そのほかの要素	該当なし	



図IV-5 山林部の構成要素位置図

A. 本質的価値を構成する要素

山林部における各構成要素を整理する。

(1) 地形・地割

山林部は曲田山の中腹にあたるため、面積の大部分を斜面地が占めており、所々に露出した岩盤が見られる。

部分的にやや広がりを持つ平坦部が2箇所あり、近代に建造物が建っていたと言われている。また「稲田氏西荘図」に見られる四阿の場所も含め、今後の調査・研究における課題としたい。



写真IV-36 (地形・地割) 斜面地



写真IV-37 (地形・地割) 平坦部

(2) 石・石組

山林部の石・石組は露頭した岩盤を活かしながら景石が据えられている。これらの石組は主庭から見る事ができ、主庭の景観にもなっている。

巨石の周囲に石組を据えるなど、自然を活かして作庭されている。



写真IV - 38 (石・石組) 岩盤、景石、石組

(3) 水系

園池の水源は曲田山など周辺の山々からの湧水や流水によるものであり、その水が集まって園池に溜まっている。よって、曲田山の樹林は本庭園の重要な水源とも言える。

(4) 植栽・植生

山林部の植生はクスノキやアラカシ、ツバキなどが主体となっており、照葉樹林が広がっている。かつて「稲田氏西荘図」に描かれたアカマツは遷移が進み現在ではほとんど見られない。

これらの植栽は主庭から庭園を観賞する際の背景となり、景観上重要な要素となっている。



写真IV - 39 (植生・植栽) 山林

(5) 構造物

該当なし

(6) 建造物

該当なし

(7) 地下遺構

該当なし

(8) 眺望景観

山林部は平庭から約 10.0 ～ 45.0m の高低差がある。高さ約 30.0m 辺りまで山林管理用通路(山道)があり、そこからは樹木の間から旧城下町が見渡せ、視点場としての機能も持つことが分かる。



写真IV - 40 (植生・植栽) 山林



写真IV - 41 (眺望景観) 旧城下町

B.本質的価値と密接に関わる要素

山林部における本質的価値と密接に関わる要素は、指定範囲外の曲田山公園の植栽などを指す。

本庭園と隣接して西側に曲田山公園があり、山林部の樹林と一体となって庭園背景の広がり的形成している。

周辺の下屋敷庭園群は、玄関前庭と共通して本質的価値と密接に関わる要素として位置付けられる。

C.庭園の活用・管理運営に資する要素

山林部における庭園の活用・管理運営に資する要素は、山林管理用通路（山道）と境界フェンス、そして指定範囲外の曲田山公園などを指す。山林管理用通路（山道）は年間を通じた維持管理を委託している造園業者が下草刈や整枝剪定の際に利用しており、通常は立入りを禁止している。

隣接する曲田山公園や隣地との境界には区域を示す境界フェンスを設けている。

D.その他の要素

該当なし

第3節 各地区における現状と課題

本節では地区毎に保存活用に向けた課題を抽出し、表と図で整理する。第1項では玄関前庭、第2項で主庭、第3項で山林部における現状と課題を整理し、第4項において庭園全体の保存管理における課題を総括する。

保存活用に向けた課題は

- (1) 構成要素に直接影響する課題
- (2) 構成要素を保存継承するために必要な施策などに関する課題（施策などに関する課題）
- (3) 公開活用・管理運営の施設整備に関する課題（公開活用上の課題）

の3種類に分類する。

さらに、構成要素に直接影響する課題は

- ①構成要素の損傷：庭園の本質的価値に影響を及ぼす、外力によって生じた課題
 - ②補修・更新：部材の腐朽などの経年劣化による課題
 - ③植栽景観：作庭意図と現状の植栽景観との変化や植栽が原因となっている課題
 - ④抜本的な課題：建造物などが失われたことによって生じた、物理的な変化による課題
- の4項目に分類して整理する。

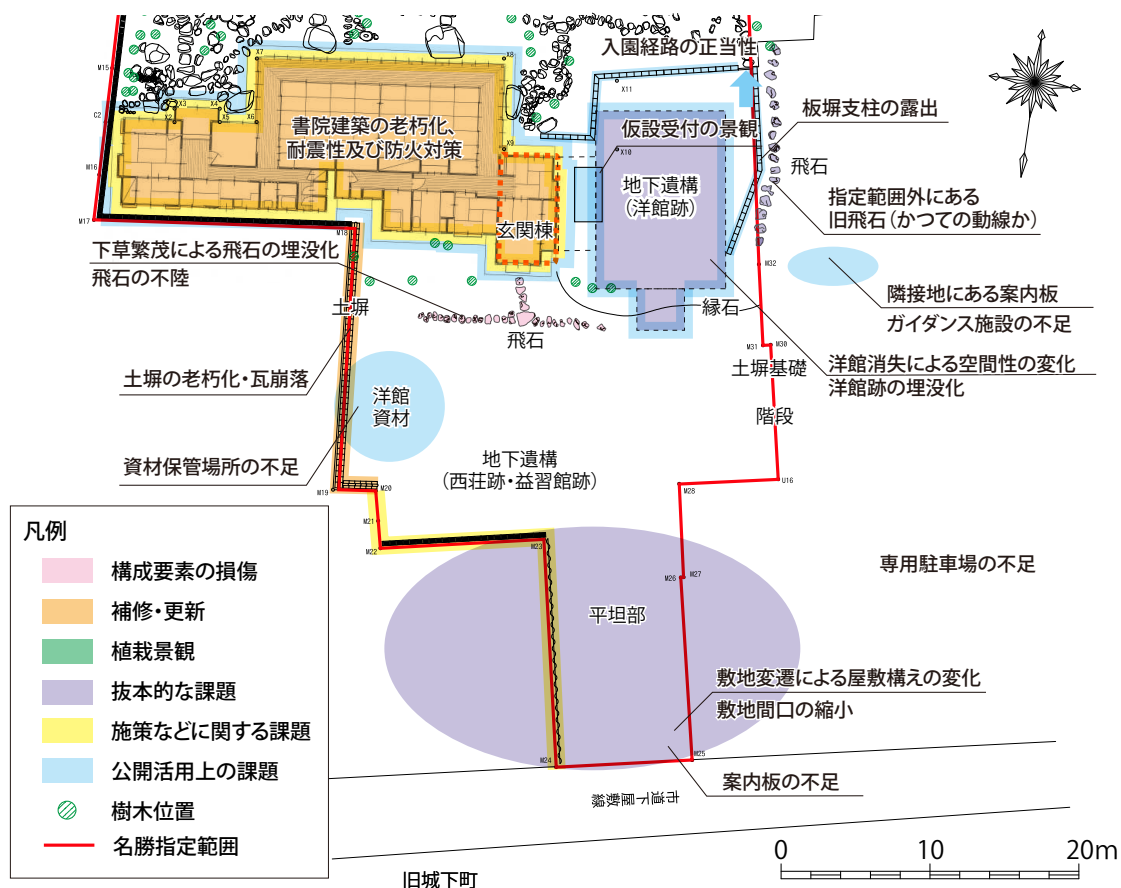
ただし、植栽は成長し変化する要素であるため、一定の幅の変化及び変容を前提として考慮する必要がある。

第1項 玄関前庭

玄関前庭における現状と課題は以下のとおりである。

表Ⅳ-4 玄関前庭の主要な課題

分類		課題
(1) 構成要素に直接影響する課題	①構成要素の損傷	・飛石の不陸 植栽の根の侵入などにより飛石が傾いている ・洋館跡の埋没化 洋館跡の礎石や縁石が埋没化しており、洋館の規模や形が不明瞭である
	②補修・更新	・書院建築の老朽化 現在は立ち入りが制限され、玄関棟からの入園ができなくなっている ・土塀の老朽化 瓦屋根などが崩落し、来園者に危険が及ぶ可能性がある
	③植栽景観	・下草の繁茂 下草の繁茂により飛石が埋没化している
	④抜本的な課題	・敷地変遷による屋敷構えの変化 川上氏隆盛期の敷地範囲より縮小しているため当時の景観と大きく異なっている ・洋館消失による空間性の変化 川上氏所有時代の洋館消失により当時の空間性が大きく異なっている ・指定範囲外にある旧飛石（かつての動線か） 庭園への動線が不明で導入空間の印象が異なっている
(2) 施策などに関する課題		・書院建築の耐震性及び防火対策 安全面での懸念があり、一般公開できていない（特別公開を除く）
(3) 公開活用上の課題		・仮設受付の景観 仮設のプレハブであるため、名勝庭園として景観上の問題がある ・入園経路の正当性 川上氏所有時代の庭園への動線が不明 ・ガイダンス施設の不足 本質的価値の理解を深める案内や展示などを行うガイダンス施設が不足している ・洋館跡の埋没化 説明板などが不足しており、かつて洋館があったことが来園者に伝わりづらい状況となっている ・資材保管場所の不足 洋館資材の積み上げは来園者への危険の恐れがあり、景観上の問題もある ・板塀支柱の露出 板塀の単管支柱が露出しており、景観上の問題がある ・案内板の不足 敷地入口の案内板が不足しており、看板などの意匠統一も課題である ・専用駐車場の不足 専用の駐車場がなく、来園者にとってアクセスが分かりづらい状況となっている



図IV-6 玄関前庭における現状と課題 (「旧益習館庭園平面図」平成28年作成に加筆)



写真IV-42 飛石の不陸・下草の繁茂



写真IV-43 洋館跡の埋没化・空間性的変化



写真IV-44 土塀の老朽化



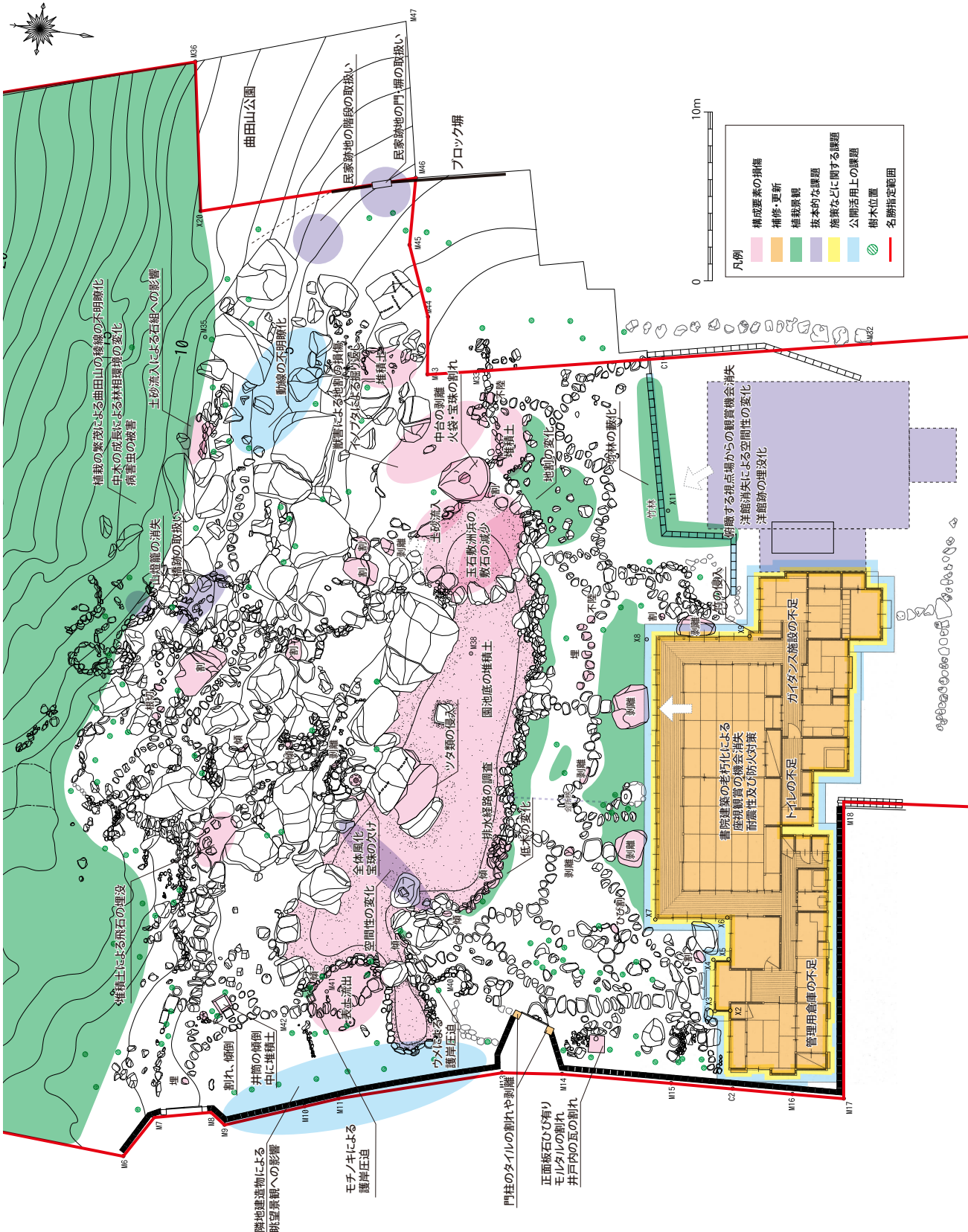
写真IV-45 指定範囲外にある旧飛石

第2項 主庭

主庭における現状と課題は以下のとおりである。

表IV-5 主庭の主要な課題

	分類	課題
(1) 構成要素に直接影響する課題	①構成要素の損傷	・獣害による地割の損傷 イノブタ・シカなどにより地面が掘り返され、荒らされている ・園池底の堆積土 土砂が堆積し、水の濁りなどが見られる ・玉石敷洲浜の敷石の減少 敷石が転用されて減少したことで玉石敷洲浜の面積が縮小し、川上氏所有時代の景観から変化している ・石組、景石、飛石の損傷 割れや剥離、堆積土による埋没化や植物の侵入など ・樹木による護岸の圧迫 護岸のはらみや傾倒が見られ、将来的に漏水や崩落の恐れが生じている ・石造物や構造物の損傷 割れや傾きなどの劣化が見られ、一部来園者へ危険が及ぶ可能性がある
	②補修・更新	・書院建築の老朽化 立ち入りが制限され、書院からの観賞ができなくなっている ・門柱のタイルの割れや剥離 景観が損なわれ、かつ来園者への危険が予想される
	③植栽景観	・竹林の藪化 鬱蒼とした印象を与えるとともに、書院建築の被害も見受けられる ・護岸際の低木の変化 植栽の植え替えにより川上氏所有時代の庭園景観との変化が見られる ・植栽の繁茂・変化 繁茂による曲田山稜線の不明瞭化、林相環境の変化 ・地被類など地割の変化 川上氏所有時代の景観から変化し、当初の地割が失われている箇所がある
	④抜本的な課題	・橋や四阿、洋館消失による空間性の変化 回遊性や川上氏所有時代の景観が失われ、空間性が変化している ・斜面部山燈籠の消失 川上氏改修当初の景観と異なり、燈籠の所在も不明である ・民家跡地の門・塀の取扱い 川上氏や高田氏の庭園とは無関係の民家跡地の構造物が残っている ・排水経路の調査 園池の水がどのように排水されているか現時点で不明である
(2) 施策などに関する課題		・書院建築の耐震性及び防火対策 安全面での懸念があり、一般公開できていない（特別公開を除く） ・隣地建造物による眺望景観への影響 近代的な建造物が庭園内から見え、眺望景観が損なわれている
(3) 公開活用上の課題		・トイレの不足 敷地内にトイレが設置されておらず、便益施設が十分ではない ・ガイダンス施設の不足 本質的価値の理解を深める案内や展示などを行うガイダンス施設が不足している ・俯瞰する視点場の消失 西荘の楼閣や洋館に共通する高い視点場から俯瞰する観賞機会が失われている ・動線の不明瞭化 主庭斜面部の回遊経路が、橋の消失や堆積土により不明瞭である ・管理用倉庫の不足 照明設備やそのほか什器などの保管場所が不足している



図Ⅳ-7 主庭における現状と課題（「旧益習館庭園平面図」平成28年作成に加筆）



写真IV - 46 獣害による地割の損傷



写真IV - 47 石組の割れ・剥離



写真IV - 48 飛石への植物の侵入・埋没化



写真IV - 49 構造物の劣化



写真IV - 50 書院建築の老朽化



写真IV - 51 動線の不明瞭化



写真IV - 52 橋の消失



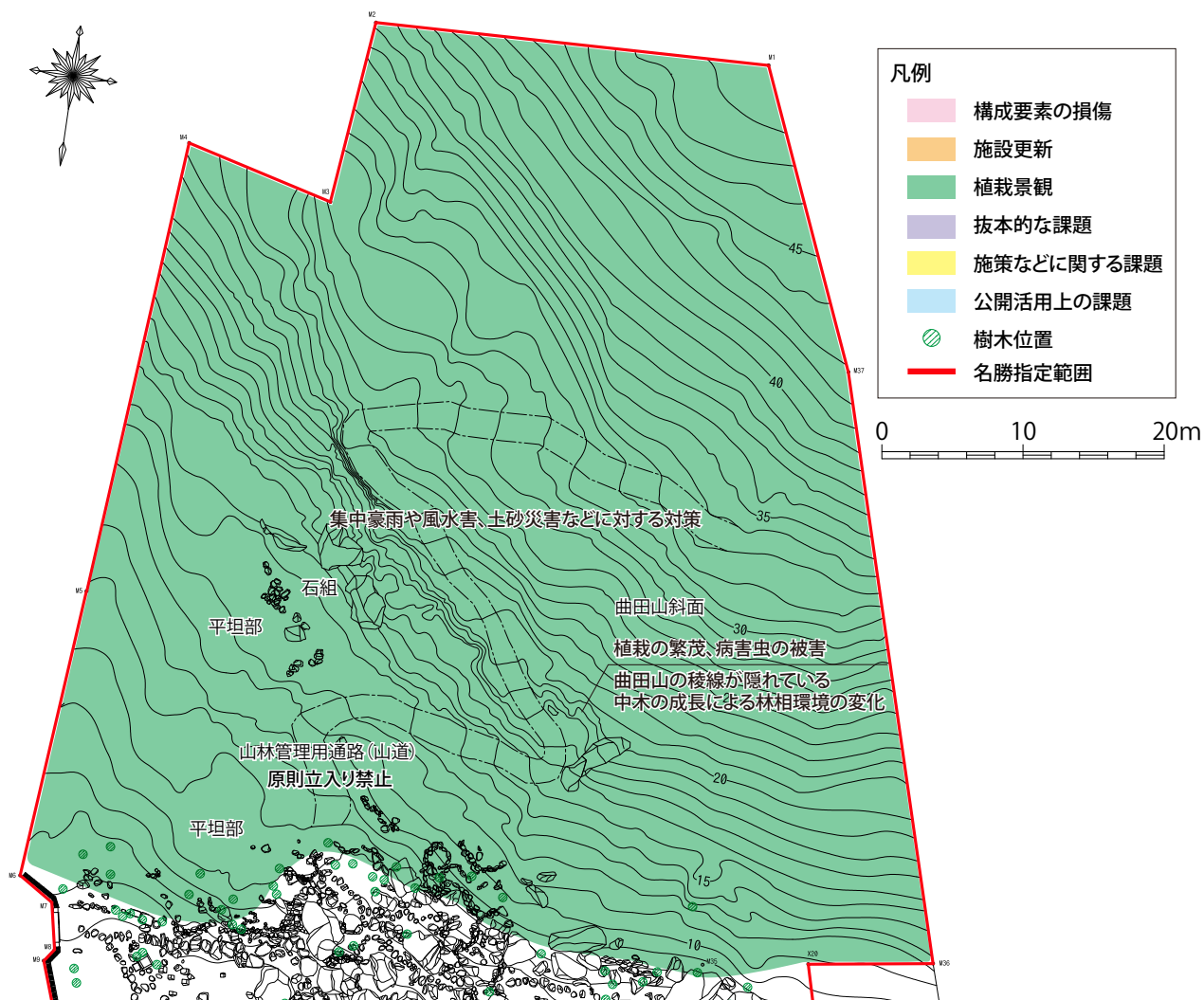
写真IV - 53 民家跡地の門・塀の取扱い

第3項 山林部

山林部における現状と課題は以下のとおりである。

表Ⅳ-6 山林部の主要な課題

分類		課題
(1) 影響構成要素に課題を直接	①構成要素の損傷	—
	②補修・更新	—
	③植栽景観	・植栽の繁茂 曲田山の稜線が不明瞭になっている 中木の成長による林相環境の変化 ・病害虫の被害 カシノナガキクイムシによるナラ枯れ
	④抜本的な課題	—
(2) 施策などに関する課題		・集中豪雨や風水害、土砂災害などに対する対策 来園者や庭園を災害から守るための防災対策の不足
(3) 公開活用上の課題		—



図Ⅳ-8 山林部における現状と課題（「旧益習館庭園平面図」平成28年作成に加筆）

第4項 保存管理における課題の総括

本庭園は平成25年(2013)に市の所有となり、翌26年(2014)から27年(2015)にかけて、無住期間の経年変化で成長・繁茂した植栽などを整備した。現在では堆積土による石組などの埋没化や樹木の成長による景観の変化、構造物・建造物の老朽化などの課題が挙げられている。

保存管理における課題は、各地区で抽出した課題のうち、構成要素に直接影響する課題の①構成要素の損傷、②補修・更新、③植栽景観の3項目に基づき、総括する。

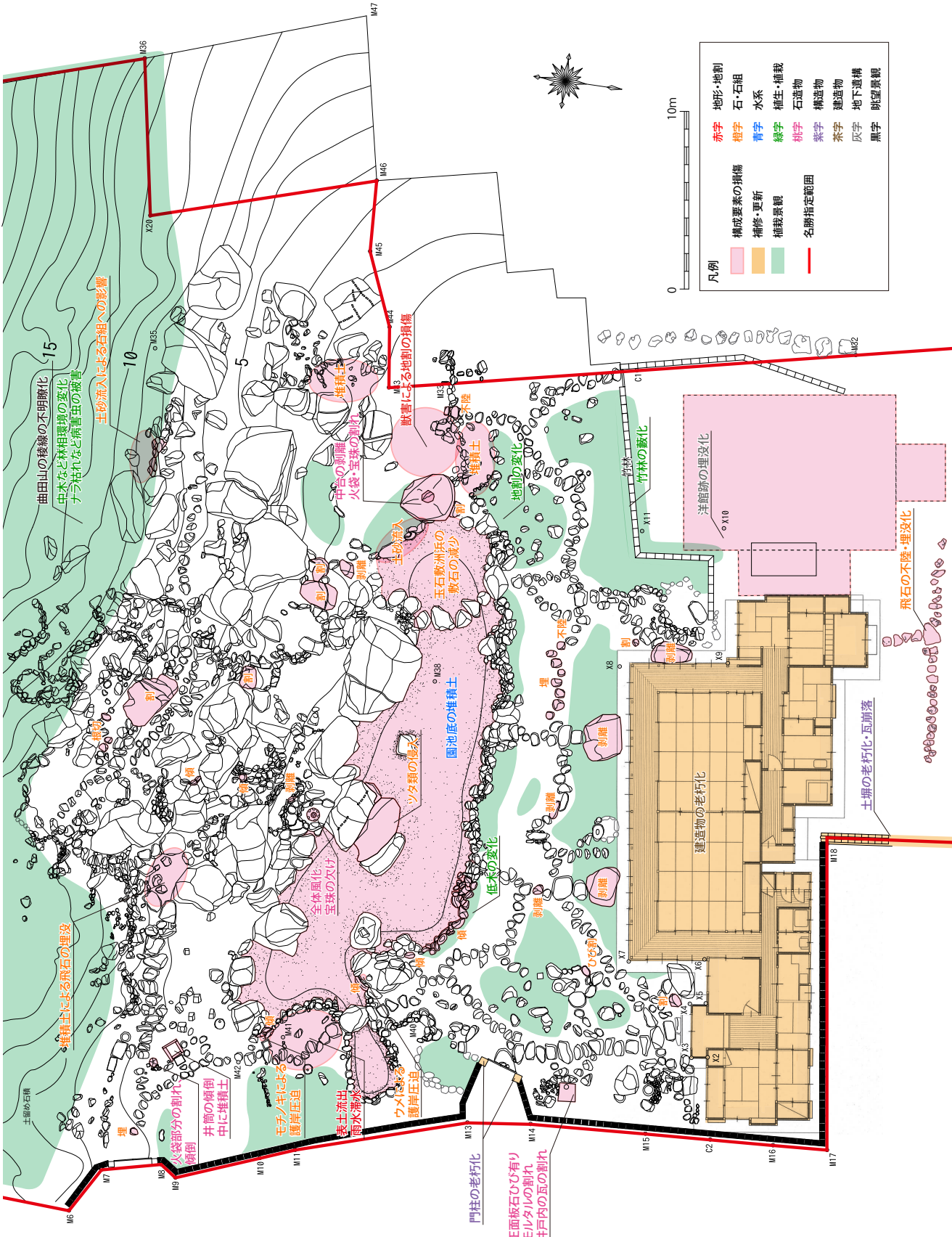
表Ⅳ-7 構成要素別の課題分類

分類	①構成要素の損傷	②補修・更新	③植栽景観
地形・地割	・獣害による地割の損傷(地面の掘り返し) ・表土の流出及び雨水滞水		・地被類などによる地割の変化
石・石組	・玉石敷洲浜の敷石の減少 ・石組、景石、飛石の損傷 ・堆積土による石組の埋没化 ・樹木による護岸圧迫		
水系	・園池底の堆積土		
植生・植栽			・竹林の藪化 ・護岸際の低木の変化 ・山林部の林相環境の変化 ・病虫害の被害
石造物	・石造物などの割れや劣化		
構造物		・門柱の老朽化(タイル剥離) ・土塀の老朽化(土壁や瓦の崩落)	
建造物		・建造物の老朽化	
地下遺構	・洋館跡礎石、縁石の埋没化		
眺望景観			・植栽繁茂による稜線の不明瞭化

①構成要素の損傷

- ・獣害(イノブタ・シカ)による地割の損傷(地面の掘り返し)
- ・表土の流出及び雨水滞水
- ・玉石敷洲浜の敷石の減少
- ・石組、景石の割れや剥離、飛石の不陸
- ・堆積土による石組や洋館跡礎石、縁石の埋没化
- ・樹木による護岸石組の圧迫
- ・園池底の堆積土
- ・石造物や構造物の割れや劣化

獣害による損傷は被害の範囲がまだ少ないが、今後の被害状況に応じて対応策の検討が必要である。また、石組、景石の割れや護岸石組の圧迫、石造物などの劣化についても経過観察をしながら将来的な検討が必要とされる。一方、堆積土による石組などの埋没化や構成要素が変化しているものについては、空間性を回復するための対応が必要である。



図Ⅳ-9 保存管理における主要な課題（「旧益習館庭園平面図」平成28年作成に加筆）

②補修・更新

- ・門柱、土塀の老朽化
- ・建造物の老朽化（外壁・屋根葺き替えなど）

土塀の老朽化は著しいため地震などに備え、書院建築についても視点場から観賞するために早急な対策が必要である。外壁補修及び屋根葺き替え、公開範囲を定めて各室の改修など活用施設としての整備も含めて検討する必要がある。

③植栽景観

- ・地被類などによる地割の変化
- ・竹林の藪化
- ・護岸際の低木の変化
- ・山林部の林相環境の変化、植栽繁茂による稜線の不明瞭化
- ・病虫害の被害

植栽整備については、平成 29 年度に支障木の伐採や大枝下ろしなど大きな景観変化を伴う整備を実施したが、山林部においては未整備の部分がある。

広間から眺めた主庭の景観の中心となる巨岩や石組を際立たせるように、成長して支障となっている樹木の修復剪定や背景となる山林部の植栽整備を行う必要がある。

第 4 節 公開活用における現状と課題

第 1 項 公開活用の現状

庭園は土日祝日のみ無料で通常公開し、開園時間は午前 10 時から午後 4 時までとしている。年間の来園者数は現在およそ 4,000 人である。また、秋には期間限定で庭園をライトアップした特別公開を行っている。書院建築は老朽化により一般来園者の立ち入りを制限しているが、この特別公開のみ見学可能としている。そのほか、学校関係者などに臨時で平日の開園を行うこともあり、地域学習の場として提供している。

受付は仮設のプレハブにて対応し、庭園北西側に設けられた入口から園内へ入り、来園者は自由に散策することができる。動線は原則飛石部分に限っているが、立入り禁止区域の案内板や侵入防止柵は設けていない。なお、看板や説明板は隣接する旧風月旅館中庭跡内に設置して旧城下町からの誘導を行っている。また、庭園内には公開活用に必要な観賞用のベンチや書院建築に防犯カメラなどの設備、消火器を各所に設置している。

洲本城跡（下の城）にある洲本市立淡路文化史料館では、庚午事変に関する常設コーナーが展示されており、平成 31 年（2019）には本庭園の歴史を紹介する「益習館展」が企画された。他にも、市主催「すもと歴史さんぽ」で歴史文化遺産を巡るイベントの拠点として活用している。



写真IV - 54 ライトアップの様子

第2項 公開活用における課題

公開活用における課題は

- (1) 構成要素を保存継承するために必要な施策などに関する課題（施策などに関する課題）
 - (2) 公開活用・管理運営の施設整備に関する課題（公開活用上の課題）
- の2つに分けられる。

(1) 構成要素を保存継承するために必要な施策などに関する課題（施策などに関する課題）

構成要素を保存継承するために必要な施策などに関する課題（以下、施策などに関する課題という。）については建造物や構造物の耐震・防火対策、近年の集中豪雨や台風に対する防災対策、宅地開発など周辺環境の変化に伴う景観対策に関する3項目に分類される。

①耐震・防火対策（建造物の地震・火災に対する対策）

- ・書院建築の耐震強度（写真IV -55）や防火対策などの安全面における懸念

②防災対策（近年の集中豪雨や台風に対する対策）

- ・集中豪雨や風水害、土砂災害などに関する対応策の不足

③景観対策（周辺景観の変化に伴う景観への対策）

- ・周辺建造物の印象緩和（写真IV -56）、旧川上氏所有地の一部が民有地となっている



写真IV - 55 書院建築の耐震性



写真IV - 56 周辺建造物の眺望景観への影響

(2) 公開活用・管理運営の施設整備に関する課題（公開活用上の課題）

公開活用・管理運営の施設整備に関する課題（以下、公開活用上の課題という。）については、文化財を利活用するために必要な施設整備の充足に関するものである。

来園者の安全かつ円滑な利用促進やき損などから守るための柵などの保存施設、トイレ・ベンチなどの便益施設、来園者の理解を促すガイダンスや案内板などの活用施設、維持管理に伴うバックヤードなど管理施設、そのほかの施設に関する5項目に分類される。

①保存施設（立入り制限の柵の経年劣化と共に適切な配置や過不足に関するもの）

- ・入口周辺の板塀支柱の露出（写真IV -57）

②便益施設（トイレやベンチ、四阿諸施設の適切な配置や過不足に関するもの）

- ・仮設受付の景観
- ・トイレの不足

③活用施設（説明板、順路標識、サインの物理的劣化と共に適切な配置や内容に関するもの）

- ・ガイダンス施設の不足
- ・案内板や看板におけるデザインの不統一
- ・入園経路や主庭斜面部の回遊経路の不明瞭化

- ・座視観賞の視点場となる書院広間の非公開（秋の特別公開を除く）
- ・俯瞰する視点場からの観賞機会の消失（洋館の取扱い）
- ④管理施設（管理に関する掃除道具や資材などの保管に関するもの）
 - ・洋館資材の保管場所や管理用倉庫の不足（写真Ⅳ-58）
- ⑤その他の施設
 - ・専用駐車場の不足



写真Ⅳ-57 入口周辺の板塀支柱露出



写真Ⅳ-58 資材保管場所の不足

表Ⅳ-8 公開活用における主要な課題

分類	課題
(2) 施策などに関する課題	①耐震・防火対策 ・書院建築の耐震強度や防火対策などの安全面における懸念 ②防災対策 ・集中豪雨や風水害、土砂災害などに関する対応策の不足 ③景観対策 ・周辺建造物の印象緩和、旧川上氏所有地の一部が民有地となっている
(3) 公開活用上の課題	①保存施設 ・入口周辺の板塀支柱の露出 ②便益施設 ・仮設受付の景観 ・トイレの不足 ③活用施設 ・ガイダンス施設の不足 ・案内板の不足や看板などにおけるデザインの不統一 ・入園経路や主庭斜面部の回遊経路の不明瞭化 ・座視観賞の視点場となる書院広間の非公開（秋の特別公開を除く） ・俯瞰する視点場からの観賞機会の消失（洋館の取扱い） ④管理施設 ・洋館資材の保管場所や管理用倉庫の不足 ⑤その他の施設 ・専用駐車場の不足

第3項 公開活用における課題の総括

前述の施策などに関する課題及び公開活用上の課題をもとに総括する。

①安全性の確保

書院建築の耐震強度の課題があり、現在書院内は通常公開していない。しかし、書院棟は庭園への視座となっており、重要な視点場として公開するためには安全性を確保する必要がある。屋根や外壁、内部の老朽化も目立つことから来園者へ危険が及ぶことも考えられる。

②防災対策の検討

本庭園は土砂災害警戒区域であり、そのうち主庭斜面部及び山林部は土砂災害特別警戒区域となっている。大雨や台風により災害の発生が予想される。

③動線計画の見直し

現在は見学順路の設定はなく、来園者が主庭の飛石上を自由に見学できるようになっているが、斜面部西側にあった橋が失われているため、動線が途中で途切れてしまっている。さらに、その西側は園路が不明瞭となっており、斜面で足元も不安定となっている。

また、主庭の入口についても当初の使われ方や動線の調査が不十分である。

④本質的価値を伝えるためのガイダンス施設の不足

本庭園に関する説明板は、隣接する旧風月旅館中庭跡に設置されているが、本質的価値を伝えるためのガイダンス機能や説明板が庭園内に不足している。また、川上氏所有時代の洋館が現存しないため、空間性や俯瞰していた視点場などが不明となっている。

⑤便益施設や管理施設の不足

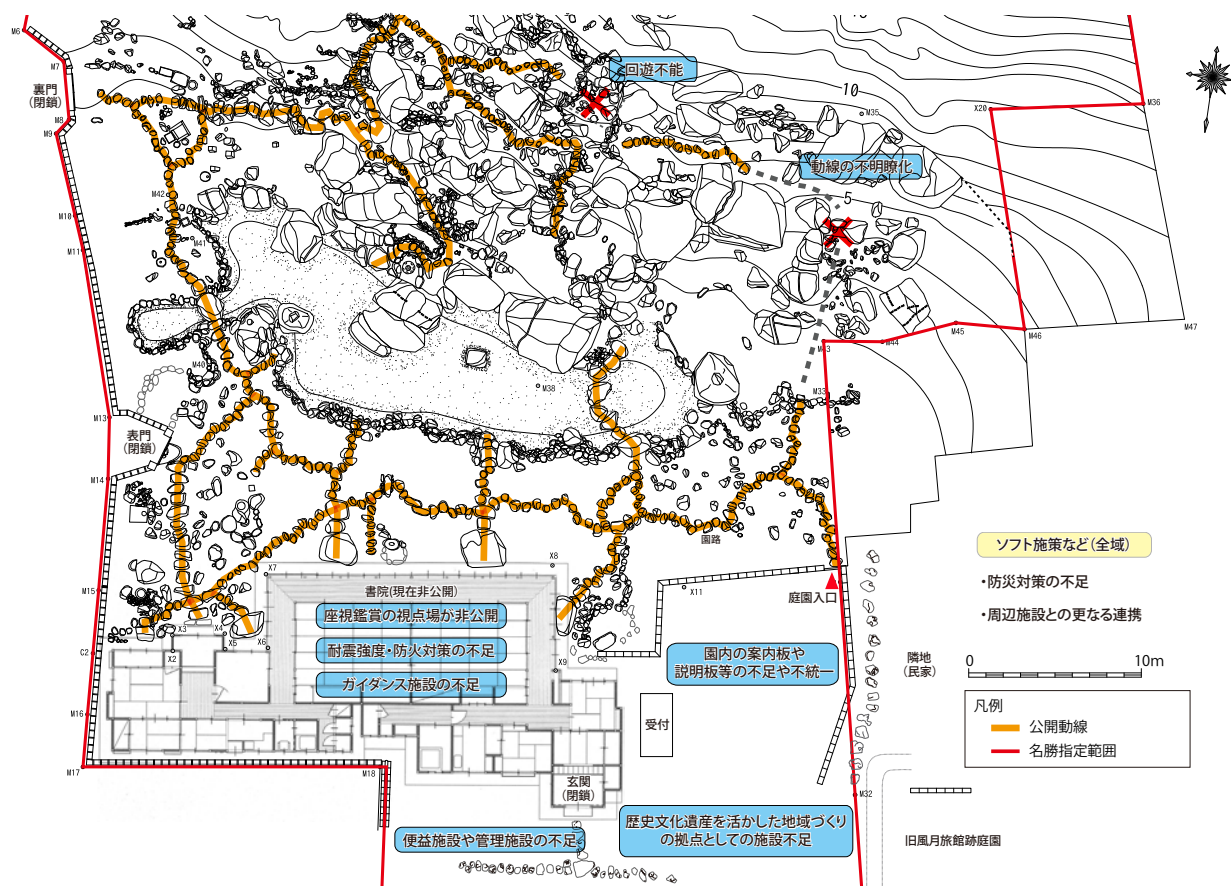
現在、来園者の受付は玄関前庭の玄関棟西側に仮設置された受付で行っているが、仮設受付のプレハブは現代的な構造物として目立っている。また、駐車場やトイレは近隣の施設を利用しており、敷地内に便益施設が不足している。

玄関前庭には川上茂吉氏別荘の洋館を解体した際の資材が残されており、風雨による劣化が進行しやすいとともに、来園者が近づきやすく、危険性が高い。さらに、ライトアップ時の照明や維持管理のための用具も書院建築の新玄関棟内で保管しており、管理用倉庫としてのスペースが不足している。

⑥周辺施設との更なる連携

稲田氏関連の史跡や旧城下町の周辺施設において、パンフレットや解説板による案内を充実させるなど連携を推進し、一連のストーリーとして一体的な活用を図ることが望まれる。

また、下屋敷筋には他にも下屋敷庭園群として3庭園が残っており、原則非公開であるが今後の一体的な保存活用を行うために調査・研究を進める必要がある。



図IV - 10 公開活用における課題及び公開動線図（「旧益習館庭園平面図」平成28年〔2016〕作成に加筆）

第5節 管理・運営体制における現状と課題

本庭園の名勝指定範囲は全て洲本市所有で、管理・運営については洲本市教育委員会の直営により行っている。

庭園の管理については、年間を通じて文化財庭園保存技術を有する造園業者に維持管理業務を委託している。運営については、土日祝日の一般公開については、シルバー人材センターに受付業務を委託している。そのほか、11月の秋のライトアップや児童生徒の案内に伴う臨時開園については、洲本市教育委員会に対応している。

管理の体制については、今後も継続的に維持管理を委託していく必要がある。運営については、現在は受付業務のみの委託となっており、来園者にパンフレットを配布するのみで、見学者に対しての庭園解説や、旧城下町など周辺の案内説明は実施していない。

今後は、整備を進めるに際し、法規制などの諸問題を解決していくため、庁内外の担当部署とのより一層の連携が必要である。また、平日の一般公開を視野に入れ、市主催による庭園や旧城下町を案内するボランティアガイドを育成するための取り組みも必要である。そして、地域と一体となった市民参画型の体制を構築し、本庭園とその周辺におけるイベントなどと連携していくことで、地域の資産として向上させる必要がある。